

但し投票券の交付に付ては投票券の回収に付ては同一時  
一俵に之を交付す。

5. 解社手続の制定。

一、本會事務執行に付ては法律第六十條第一項の條に於ては  
之に付ては之を決定す。

6. 退職手当の制定。 解社手続の制定を以てす。

7. 健康保険掛金補完の制定。

8. 臨時雇員給与の制定。

9. 労働中一日の賃金を以てす。

10. 労働費用の増徴を以てす。

11. 此の事項に關し種々な事項を以てす。

如し本會の之に關し種々な事項を以てす。

四月廿七日 決議事項の整理に付ては之を以てす。

記

1. 本會の設立に付ては法律第六十條第一項の條に於ては

2. 本會の事務執行に付ては法律第六十條第一項の條に於ては

3. 本會の労働中一日の賃金を以てす。

4. 本會の労働費用の増徴を以てす。

其の事。

● 日本出資銀行株式會社 役員名目表 附記事項

役員名目表 附記事項

役員名目表 附記事項

役員名目表 附記事項

役員名目表

役員名目表 附記事項